

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和2年6月12日（金曜日）
午前10時開会 午前11時46分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 議案の審査
 - ① 議案第38号 土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について
 - ② 議案第44号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第4回）
（予算決算委員会・分科会）
 - ③ 議案第46号 土浦市土地開発公社の解散について
 - (2) 請願・陳情の審査
 - ① 受理番号2 国に対し、「刑事訴訟法再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択，提出を求める陳情書
 - ② 受理番号3 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願
 - 4 その他
 - (1) 各種委員会等委員の選出
 - (2) その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 島岡 宏明
副委員長 今野 貴子
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 吉田 千鶴子
委 員 海老原 一郎
委 員 篠塚 昌毅

欠席委員（1名）

委 員 柴原 伊一郎

説明のため出席した者（11名）

副市長	東 郷	和 男
副市長	栗 原	正 夫
市長公室長	川 村	正 明
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	塚 本	隆 行
消防長	鈴 木	和 徳
政策企画課長	佐々木	啓
財政課長	山 口	正 通
人事課長	今 野	修
生活安全課長	坂 本	英 宣
市民課長	佐 野	善 則

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（7名）

男 0名

女 7名

議 員 田子 優奈

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。柴原委員が所用のため、本日は欠席となりますので、よろしく申し上げます。本日は、当総務市民委員会へ付託されました請願・陳情書は、2件ございます。受理番号2の国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書と受理番号3の選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願でございます。請願・陳情者から意見陳述希望がございました。協議事項（1）議案の審査に入る前に、陳述者の方にお越しいただいておりますので、先に協議事項（2）請願・陳情の審査に入りたいと思います。順次審査に入りたいと思います。まず、①受理番号2国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める陳情書を議題といたします。陳述者の方に、意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間でございます。陳述終了後に陳情の審査に移りますので、よろしく申し上げます。それでは意見陳述を始めてください。

○**田村武夫氏** おはようございます。陳情者の田村でございます。本日は陳述の機会を賜りまして深く御礼申し上げます。委員長の了解を得まして、皆さんのお手元に陳述の内容を一筆した書面をお配りさせていただきました。これに従いまして、陳述したいと思います。私たち国民救援会は、無実の者が逮捕されたり、有罪となって刑罰を科せられるという冤罪が起こる主な原因は、取り調べの中で、うその自白が証拠となって有罪認定されるからと考えています。昔からの自白は証拠の王様という考えが背景にあると考えます。そこで自白の任意性を確保するために、昨今取り調べの可視化。いわゆる警察、検察庁における取り調べ過程の録音、録画が近時導入され現在はこの可視化をさらに進めるために、全取り調べ過程の可視化。逮捕されてから起訴されるまでの全過程を録画化してほしい。さらに、取り調べに弁護士が付き添うことを認めてほしい。斯様な弁護士付き添いは、すでに英米、ドイツ、韓国、台湾等多くの国々で実施されております。こういう改革要求が日本弁護士連合会などから、政府、法務大臣に出されております。この点は、冤罪を起こせないための改革であります。いよいよ本題ですが、再審制度というのは、誤判による冤罪被害者を救済する制度であります。我が国では、刑事訴訟法に19の条文を持って制度化されていますが、これら19の条文は、大正11年、1922年に作られたものが、変わることなく現在そのままになっております。大正時代に再審制度が採用されたことは誤判で冤罪が起こることを認識していたと評価できます。しかし、残念ながら日本国憲法制定時に新憲法で採用された被逮捕者。被告人の手続き面における権利保障。例えば弁護士、弁護人との面会接見権とか、情報開示請求権とか。こういう手続き面における権利保障が再審制度には取り込まれず、戦後70年余経った今日でも、再審請求人の権利保障が確立されておられません。その代表例が、検察が警察官やたくさんのお金を使って集めた証拠。検察手持ちの証拠が再審請求人。あるいはその弁護人に開示する規定が存在しないことであります。そもそも、再審開始というのは通常の刑事裁判で有罪確定判決がもたらされ、その後、いろいろ調べてこの判決

に合理的な疑いがあるという、新しい証拠が見つかったと。この新証拠の有無が再審開始の決定的なものでありまして、多くの場合、今日私たちが耳にする再審開始の証拠は、実は検察が手持ちをしていた。しかし、裁判で開示されなかった証拠が多いのでございます。再審においては、裁判官も弁護側の開示請求に応ずるか否か。自由裁量であり、加えて裁判官が、よっしゃ、証拠開示してみましょと。そして検察に開示を勧告、ないし、命令しても検察は従う義務がありません。これを最低でも通常の刑事裁判。通常審における証拠開示のレベルに引き上げることが、再審制度実質化の法律改正の目標であります。さて、通常の刑事裁判。いわゆる通常審では、裁判員裁判の導入。2004年で市民裁判官。素人裁判官に事件の内容や有罪か否かが判断できるように、必要に応じて、検察手持ちの証拠が相当に開示されるようになりました。さらに進んで2016年の刑事訴訟法改正において、検察は自分の手持ち全証拠の一覧表を裁判所及び弁護側に交付するという制度が生まれました。この一覧表に記載されない証拠は、証拠能力がないとして排除されます。この一覧表を参審員の裁判官、市民裁判官がよく見て、有罪か否か。その判断材料として、法廷に開示してほしいと検察に命ずる傾向が飛躍的に増えてきました。このように、通常審における証拠開示は、全面証拠開示とは及ばないものの、ある程度前進してきております。さらに注目すべきは、この2016年の刑事訴訟改正法の付則の中で、政府は再審請求審の証拠開示について、速やかに検討を行うものと定められております。これに政府が従ってくればいいんですが、4年間過ぎております。もう一点の陳情は、再審開始決定に対する検察の抗告権です。

○**島岡委員長** 申し訳ございません。先ほどお話した10分が過ぎてしまいました。

○**田村武夫氏** 検察の抗告についても、取りやめる法律改正をお願いしたいという点であります。関連する資料をホッチキスで、次に載せておきましたので、併せてご査収いただければと思います。

○**島岡委員長** 最初のお約束でございますので。それでは、ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 質問も無いようなので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただくよう、お願いいたします。

(陳述者 移動)

○**島岡委員長** それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○**久松委員** 陳情書では2点ほど、擁護していると思うんですけども、1つは検察庁が持っている証拠を開示してほしいと、いうことだろうと思うんですね。検察庁が持っている証拠が開示する規定が法律ではないと。いうことだということなので。やっぱり証拠はきちんと開示しないと、その人のその有利な証拠まで開示されないと。いうことがある訳ですから。これは開示してほしいというのは当然のことだろうと。いうふうに私は思いますけれどもね。

○**吉田(博)委員** 日本は裁判制度が、世界の各国と比べると遅れているというのがすごくわかります。冤罪は決して生んではいけないものなんですが、日本の過去の裁判

の歴史の中での冤罪。これは多数あり、また、今後も出るだろうというふうに考えてもいいのかなと思います。やはりこの再審を刑事訴訟法の再審のルールを作るということは、これは冤罪を生んではいけないというような大きな課題がありますので、私はこれは賛成であるというふうに考えております。

○篠塚委員 陳情趣旨には賛同いたします。再審査、証拠の開示。それから検察の不服申し立て等。その中で19条のみの改正というものも大きく出て来ると思うのですが。非常に難しいところがあるので、詳細についてはもう少し研究する必要性があるのかなと。また、意見書(案)の方を出していただいたのですが、意見書(案)の方が、今までの事実を上げていて、その間の意見書がですね、もうちょっと明確なところがあってもいいのかと思うので。出すのであれば意見書もしっかりとした意見書を出すべきだろうと。議会としてはですね。思いますので。もうちょっと審議をした方がよろしいかと思っておりますので、継続されたいかがかと思っております。

○海老原委員 私もですね、冤罪については、数多くあるというのは承知している訳ですが。ただこの意見書の案の中でですね2点。主な点が2点ございまして、再審における検察庁の全面開示。これはあの、おっしゃるとおり、このとおりだと思うのですが。2点目のですね、再審開始決定。検察の不服申し立ての禁止となっております。これはですね、禁止とは全部だめだということですね。ただどこまで宣言するのか。その辺もですね、少し調べてみないと。2点目については難しいところですので、もう一回調べてですね、詳しく調べてということで継続にはいかがかと思うんですが。

○吉田(千)委員 本当にあの、冤罪はあってはいけない。そのことはあの私も皆様と同じ思いでございます。そうした中において、今回提出していただいた訳なんですが、やはり、もう少し自分も様々研究を重ねてこのことについては、調べさせていただければありがたいなというふうに思った次第ですので、継続ということでお願いができればというように思います。

○久松委員 あの、もう一つはね。検察庁の再審決定が出されたあと、不服申し立てが提出されると、再審決定が出るまでの間にもものすごい時間がかかってやっと再審決定が裁判所が認めたのに、検察が不服決定をすると、不服申し立てをすることになると、またさらに見通しが立たなくなっちゃうという。冤罪を防ぐためのものすごい障害になっているということなんですよ。そういう意味で、私はこういったものについては、基本的には、冤罪は防ぐべきだという立場で、合意できればね。私は採択して国に送付すべきだというふうに思いますけれどね。

○吉田(博)委員 日本の裁判は遅いよな。

○久松委員 遅いんだよ。で、獄中で亡くなっちゃうんだよ。待ってられなくて。利根町で布川事件というのがあったんですよ。布川事件というのが。これは30年くらい前の話かな。強盗殺人事件の容疑で捕まった訳だよな。これが無期懲役になって、20年だか、25年だか獄中に居て、それで再審決定されて無罪になっているんだよな。こういう事件がね茨城県内でも起きている訳だから、やっぱりこれはやっぱり冤罪を防ぐための手立ては早くしていかないとまずいというふうに思いますけれどもね。

○島岡委員長 その他、ご意見等はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、ご意見もございませんので、受理番号2を採決いたします。継続審査をした方がいいというご意見もございましたので、まず、継続審査とした方がよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(吉田(千)委員、海老原委員、篠塚委員)

○島岡委員長 継続審査を反対の方は挙手をお願いいたします。

(今野副委員長、久松委員、吉田(博)委員)

○島岡委員長 賛成3、反対3ということでございますので、私といたしましては、継続審査の方にさせていただければと思いますので、継続審査に賛成をさせていただきます。次に、②受理番号3 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願を議題といたします。陳述者の方に、意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、請願内容から逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますのでご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分間でございます。陳述終了後に請願の審査に移りますので、よろしく申し上げます。それでは意見陳述を始めてください。

○内田節子氏 議員の皆さまには、日ごろの住民のためのご尽力に感謝いたします。私は新日本婦人の会土浦支部の内田節子です。今回は陳述の機会をいただきありがとうございます。新日本婦人の会は、女性や子どもの権利、平和、世界の女性との連帯のために全国で草の根から活動する国連NGOの女性団体です。さて、日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している男女平等ランキングで、順位が2019年は、世界153カ国中121位と過去最低となりました。現行の民法の下では、結婚すると夫婦は同姓でないといけないとされています。別姓での婚姻が認められないので、実情は96パーセントが妻が夫の姓になっております。改正によってアイデンティティの創出やキャリアの分断など不利益、不都合を強いられている女性がいます。私の夫はつくばの研究者なんですけれども、女性研究者では論文発表。研究論文を旧姓のまま、通称使用として出し続ける人も多いようです。でも、国際学会などでは、パスポート名とその名前が違うことから同一人物であるということを証明するのに苦労するという話も聞きました。また、少子化に伴って、一人っ子同士の結婚もあります。その場合、実家の姓が無くなってしまふとのことで、結婚を躊躇するような例もあるそうです。国民の意識も変わってきており請願書にあるように、若い世代では夫婦同姓、夫婦別姓を選ぶことのできる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する人が増えています。同姓、別姓、どちらを選択しても不利益なく社会生活を送れることを望む人が増えているのです。事実、この2年間に茨城県南の6市。つくば、守谷、取手、牛久、龍ヶ崎、つくばみらい。この6市で私たちの請願と同様の請願が議会で採択されています。国連のSDGs。持続可能な開発目標17の中に、その5番目。ジェンダー平等実現しようという項目が入っています。日本のジェンダー平等への機運を地方から広げるためにも、国に対して夫婦別姓を選べる制

度を採り入れる民法改正を行うよう、意見書を上げていただきたく、ここにお願いいたします。以上です。

○**島岡委員長** ありがとうございます。審査に入る前に、委員から陳述者に何か聞いておきたいことはありませんか。

○**吉田(博)委員** すいません。1つお伺いしたいのですが、夫婦が別姓になった場合、その間に出来た子ども達はどういう扱いというか、どういうふうになるんですかね。

○**内田節子氏** 法務省のホームページによりますと、平成8年の法制審議会の答申におきまして、婚姻の際にあらかじめ子どもが名乗るべき氏、苗字を決めておくという考え方が採用されており、子どもが複数いるときは、子どもは全員同じ姓を名乗ることとされています。いったん決まった、子どもの姓を変更することは可能かどうかということなんですけれども、未成年の子どもが両親の婚姻中に自分の姓を両親のいずれかに変更するためには、特別の事情の存在と家庭裁判所の許可が必要とされているということなんですけれども、子どもが成人に達したあとは、特別な事情が無くても家庭裁判所の許可を得れば、その姓を変更することができるかとされております。

○**吉田(博)委員** ありがとうございます。

○**島岡委員長** その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 質問も無いようなので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただくよう、お願いいたします。

(陳述者 移動)

○**島岡委員長** それでは、各委員のご意見等をお伺いいたします。

○**今野副委員長** おはようございます。この問題はもはや時代の趨勢ではないかと思っております。意見書。いただいた意見書を見ますと、ほとんどの方がもうこの選択制夫婦別姓について賛成をしているようです。婚姻制度の見直し審議。こちらの調査資料も見たんですが、今の若い世代の方はほとんど。ほとんどというか認めている方がかなり多いんですね。やはり今の70代以上、ご年配の方がやはりまだ反対という数字が多いんですね。これからの方たちは、この夫婦別姓に関しては本当にもう拒否感なく受け入れられていると思います。先日、この請願の紹介議員の田子さんからありましたけれども、メリットとしてはやはり、女性の仕事が継続しやすい。自分のキャリアをそのまま継続していける。とあと家。自分の苗字に対する愛着ですとか。今一人っ子とかが多くなっていますので、どちらがどちらの家に入る。そちらの方に入るという感覚ではなくて両家を継いでいくという感覚もあると思います。他にもメリットは多々ありましたけれども。かたや反対の方はですね。苗字がバラバラになると家族としての一体感が失われるのではないかと。薄くなるのではないかと。という情緒的な問題なんですね。ただこれはもう世界の事例を見ても苗字が違うから家族間一体感が失われるということは無いというのは証明されていると思います。ですので私はこの案に賛成いたします。

○**久松委員** この選択的夫婦別姓の問題については、法務省の法制審議会の中で、導入すべしという提言がされているんですよ。これ平成8年ですが、ただこれが法律とし

て上程されなかった理由は、国民各層の中でいろいろな意見があるからという理由で法律（案）を国会に提出するには至っていない訳なんだけれども。陳情・請願にもありますように、すでに国民世論の中では、夫婦別姓を容認するというのが圧倒的な多数で大きな流れになっているということです。法制審議会で提言されているように、この夫婦選択的な別姓制度を導入すべしということで、この請願には私も賛成いたします。

○吉田（千）委員 この請願が出されてますね。私自身も非常にこのことはですね深い日本人としてやはりずっと培ってきている。明治からこういう状態が夫婦が一方の姓に代わるというそういう流れが出来てきた。そういった中で非常にその家族制度。あるいは、これからの女性の生き方。そういったところに非常に重要なものであるという。様々そしてなおかつこの長い間、しかしながら長い間このことがですね、中々議論が進展して行かない。そこに何があるんだろう。そういったことも私自身は非常に悩みました。先ほど、吉田（博）委員がですね、じゃあお子さんどうなのよという。そういう陳述者に対してのご質問をされておりましたけれども。やはり私もその子どもが小さい時に一方の姓を名乗るといいますか。そういう状況が出てまいります。その時のそのお子さんのですね、そういったおかれる環境、そういったこともですね非常にあの、どんな状況なんだろうと。そういう疑念というか。そのお子さんの立場。そういったものも非常に考えを深く持つようになりました。そういったところからですね、このことはもっともっと、このことで悩んでいらっしゃる現実に様々問題を抱えながらですね、悩んでいらっしゃる方がいらっしゃるというふうに思いますので、ぜひ委員長あの、そういうお声をですね、しっかりと聴く機会をですね持っていただいて、この委員会としてこのことは夫婦、選択的夫婦別姓制度。それはどういう、やっぱり問題点があるのか。ここには書いてくださっておりますが、現実にやっぱり生きていらっしゃる、そういう方々のお声。そして制度としてなにが必要なのか、なにが問題になっているのか。そういったことをしっかり勉強させていただければありがたいなと思いました。ですので、継続をさせていただいて、しっかりと勉強したいとそう思うところですよ。

○海老原委員 私もですね、私ごとになりますが、2人の娘がおりまして、俗にいう結婚適齢期と言っている、そういう言葉があるかどうか。言っているのかわからないですが。やはり、私も含めて、娘達も悩んだ時期もありました。ですからそういうことも含めまして、趣旨には賛成なんですけど、やはり今吉田（千）委員からもありましたけれど、もう少し市民の皆さんのご意見をお聞きしたい。それから、先ほど吉田（博）委員から質問の回答をいただきましたけれども、別姓になった時にですね。別姓制を取り入れた時に子どもの苗字はどうなるのとかですね。子どもが複数になった場合ですね。その辺ももう少し研究させていただきたいということで、継続に賛成でございます。

○吉田（博）委員 私の周りも、皆さんの周りにもちょっと見てもらうと結婚適齢期を迎えた方がたくさんいらっしゃいます。皆さん1人で独身でいらっしゃいます。これ困るんだよね。日本の少子化、人口減少、結婚しないんだもん子ども産まないんだもん減るよな。これは日本の本当の大きな問題だと思うんですけども。先ほどの陳情の中でもね、やはり今の女性はみんな第一線で働く。働かないとね夫婦になっても食っていけ

ないんだよ。旦那の給料だけでは、それほど日本はそういった経済になっていないから夫婦で働く。これが当たり前。年寄がいれば年寄が孫を見てやる。若い夫婦は、夫婦で働く。女性が会社の役付になっても、それはそれでしょうがないんです。日本の経済を支えているんだから。そういう時にやはり別姓というのはね、同じ苗字というか別姓じゃないと私はやだなというね。これから結婚をしようと思っている若い子なんかたくさんいるんですよ。仕事も続けたい、結婚もした。いいんじゃないですかね。別姓でね。以上。

○**今野副委員長** この制度は、選択的夫婦別姓制度なんですね。強制ではないんです。ですので、同じ氏を名乗りたい人は同じ氏を名乗っていいんです。ですのでデメリットは双方にとって一つもないんですね。ですのでそういうことも勘案していただきたいなと思います。以上です。

○**篠塚委員** 趣旨は賛同いたします。今のこの時代では、選択制の別姓というのは今後の仕事の面とかいろいろな面であると思うんですが、ただ、お子さんの面とかですね、まだ奥深いことが多々あるなど今話を聞きながら思っております、もう少し調査をしていただきたいと思いました。委員会の中でこの件に関して意見を交わして調査をしてですね、継続審議をしていただければと。ただし、これを先延ばしにするのではなくて、これは次回の議会までには回答を必ず出すとか、そのようなことを踏まえて継続審査として私はもう少し調査をしていただければと思います。

○**島岡委員長** 皆様からご意見をいただきました。委員長の私も娘と一緒に住んでおりますが、これから家の姓はどうなるのかなあと思っております。皆さんも悩んでいらっしゃると思います。それでは、ただ今の本請願について、継続審査を求める意見がございましたので、継続審査についてお諮りいたします。本請願を継続審査とした方がよい方は挙手願います。

(吉田(千)委員、海老原委員、篠塚委員)

○**島岡委員長** 反対の方は挙手をお願いいたします。

(今野副委員長、久松委員、吉田(博)委員)

○**島岡委員長** 賛成3名、反対3名ということで、私の方の意見を申させていただきますと、やはりこれは重要な問題でもう少し市民の皆さんのご意見を聴いたり調査をする必要があると思いますので、継続審査でお願いしたいと思っております。ということで、こちらの方継続審査の賛成多数ということになりますので継続審査とさせていただきます。こちらの方、早急に委員会の方で皆さんと調査研究をして行きたいと思っておりますので、よろしいでございましょうか。

(「はい」という声あり。)

○**島岡委員長** それでは、こちらの方次回まで継続審査にさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○**吉田(博)委員** この件もそうだけれど、先ほどの再審の方の審査もなるべく早く。早急に。しかるべき資料を集めてやるように。同じ速度でやってください。

○**島岡委員長** 今、吉田(博)委員の方から、先ほどの件に関しましても、早急に調査研

究が必要だということでございますので、委員の皆様におかれましては、次の議会までには十分に調査研究をしていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。これで付託されました請願・陳情書の審査は以上になります。この後、協議事項（１）議案の審査に入りますので、陳情者の方につきましては、退席していただくか、後ろの席で傍聴していただくよう、お願ひいたします。暫時休憩といたします。

（午前１０時４３分 休憩）

（午前１０時５０分 再開）

○島岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。協議事項の（１）付託された議案の審査に入ります。議案第３８号土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願ひます。

○坂本生活安全課長 議案第３８号土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。１ページをお願ひいたします。土浦市では自転車放置禁止区域や公共の場所に放置された自転車や原動機付自転車を約年間４００台程度をシルバー人材センターに委託しまして、撤去保管をし、防犯登録などから所有者調べ、連絡するなどして年間１００台程度が返還にいたっております。その際、自転車が１，０３０円。原付が１，５４０円を保管手数料として所有者から徴収していますが、撤去、保管、返還について自転車や原付１台当たりの実費経費分を算出しますと、自転車が３，３００円、原付が３，８００円程度かかっていることから、放置自転車の対策経費の実費相当額を利用者に求め、違法駐車等の減少を図るため、現在徴収しております保管手数料の自転車１，０３０円を３，３００円に。原付の１，５４０円を３，８００円に条例の一部を改正するものです。合わせまして条例第５条中の一般乗り合い自転車運送事業者を道路運送法に規定する一般乗り合い旅客自動車運送事業者と改めるものがございます。条例の施行は令和２年１０月１日とし、第５条の改正規定は公布の日から施行いたします。また、条例改正に合わせて規則の改正も行い、保管期間を６カ月から２カ月に。保管場所を湖北の跨線橋下から土浦駅西口の第２自転車駐車場に改正いたします。なお、この条例の施行日前に、従前の規制により撤去保管したものに係る経費の徴収につきましては、経過措置として、改正前の料金で徴収とし、経過措置期間中に料金の改正について、広報紙や市のホームページにより市民への周知を行っていきたく思っております。説明は以上となります。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

○吉田（千）委員 年間４００台という。ほぼ通年でこう来ているのかなあと思うんですが、その辺、どんどん増えてきている状況で年間４００台くらいなんでしょうか。

○坂本生活安全課長 この台数は、横ばいという形になっております。前年度、平成３０年は３９２台。平成２９年は３７５台というような形で横ばいになっておりますので、これを少しでも減らすために、今回このような改正を行いたいと思っております。

○吉田（千）委員 ありがとうございます。本当にこういった違法自転車。乗り捨ててあったり、そういったところで置いて行ってしまうという状況があるというのは本当に

マナーに係ることかなと思いますので、また、そういったところからもですね、どんどんそういった広報をしていっていただきながら、少しでも現場でこういった事に携わってらっしゃる方が大変な思いをされながらやってくださっていると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいなと思います。

○**島岡委員長** その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第38号土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第38号土浦市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、予算決算委員会分科会としての審査となります。議案第44号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第4回)歳出中第2款(総務費)を議題といたします。執行部より各項目ごと区切って順次説明願ひます。まず、1項総務管理費9目企画費から説明願ひます。

○**佐々木政策企画課長** 議案書ですね46ページをお開き願ひます。私の方からはですね、一番上の箱をご覧いただきまして議案第44号ですね令和2年度土浦市一般会計補正予算(第4回)の第2款総務費9目企画費に計上させていただきました2つのコロナウイルス感染拡大防止にですね関します事業につきまして、ご説明の方をさせていただきます。なお、説明につきましては、分科会の資料。こちらにですね詳細の方をまとめさせていただきました。そちらをご覧いただければと思います。2ページをご覧いただきまして、まず1つ目でございます。買物難民支援事業でございますが、1の概要をご覧いただきまして、コロナの感染拡大防止のですね重要な要素となりますスーパーマーケットにおきます三密状態を避けることを第一の目的としつつですね。コロナの感染拡大前から、日々の買い物に不便をきたしている市民の声というものに的確に対応いたしまして、移動スーパーを新たに開始し、継続して買い物支援事業を展開できる事業者さんを支援するというものでございます。2つ目の補助対象者でございますが、食料品全般をですね扱い移動スーパーを展開する事業者と。3つ目の補助対象費用及び4の補助対象事業者でございますが、人件費相当分といたしましてですね、1事業者年額200万を補助いたしたいということで、今回の補正予算においてですね1事業者分の補助金を計上させていただいたものでございます。5の補助要件でございますが、移動販売のですね専用車両の確保や市内のみの巡回、販売については、週5日以上、1日5時間以上としてですね。事業開始年度から5年間で独自採算により事業の採算が見込める事業者とするとしたほかですね。移動販売に必要な許認可を受けているといった6項目を要件としたところでございます。その下のですね6の公募の方法でございますが、速やかにホームページやフェイスブックなどで周知を図っていきたいと考えておりますが、その他ですね市内のスーパーマーケットは別途通知の方をさせていただきたいと考えてございます。続きまして、7をご覧いただきまして、こちらは前回事前委員会において

ですね、スケジュールについての質問がございました。そのようなことから、この7番で付けさせていただきました。今後のスケジュールでございますが、この予算につきまして議会です、ご了解の方を得られることができましたら、速やかに当該事業の周知を図りたい。実施事業者の公募をかけて、その後ですね7月中旬には要件を元に公募参加資格者を決定する。提案書等を提出していただければと考えてございます。そのうえでですね市内部になりますが選考委員会において1事業者に決定いたしたいと考えてございます。事業開始につきましては、事業者さんの準備期間、そういったものを考慮いたしまして9月を目途に開始できればと考えております。続きまして2つ目の事業でございます。3ページをご覧くださいまして、2つ目の事業でございますが、土浦市地場産品販売促進事業でございます。補助の概要でございますが、現在茨城県におきまして、県内の事業者や生産者への応援を呼びかけるキャンペーン。茨城を元気にしようワンチーム茨城といったですね応援キャンペーンを実施しているところでございますが、その中で県産品を買っていただいて送って、茨城を元気にしようといった取り組みを盛り込み、茨城の名産品や特産品ですね。それをインターネットショッピングに販売するいばらき県産品お取り寄せサイト。こちらに出品する事業者の販売手数料等を支援し、販売の強化を図っているところでございます。本市におきましても新たにこのサイトに出品する市内事業者に対しまして、配送料相当分を助成することでこのサイトへの出品を促し、県と強調して販売機会が減少しております市内事業者さんに対して支援をしていきたいというものでございます。2つ目の補助対象者でございますが、このお取り寄せサイトにですね、ご参画いただける市内事業者さんと。3つ目で補助対象経費でございますが、商品購入に係る配送料相当額とするものでございます。今回の補正予算としてですね計上した補助額でございますが、4をご覧くださいまして、月当たり通常便が50。クール便として50。本年7月から来年3月までの9カ月間と。対象といたしまして今回の補正予算におきまして108万円を計上させていただいたものでございます。5の対象事業者でございますが、市内の生産者や地場産品等を取り扱う事業者さんを対象といたしたいと考えておりますが、取り急ぎ市ではすでにふるさと納税でご協力いただいております事業者さんがおります。77事業者でございますが、そちらの方々にお声がけをさせていただきたいと。そのうえで、資料1つ飛びますが7番で、広報紙やホームページなどで周知を図っていきたいと考えております。対象要件でございますが、資料1つお戻りいただきまして、6をご覧くださいまして、ポツの1つ目といたしまして、市内在住の生産者や市内に事業所、店舗等がある事業者であること。ポツの2つ目です、お取り寄せサイトに新たに登録する事業者であること。ポツの3つ目として、土浦市の地場産品を取り扱う事業者であること。この3つを対象条件といたしたいということでございます。説明につきましては以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**今野副委員長** 買物難民に関して2点ほど。7番のスケジュールのところ、上から3番目。質問書提出となっているんですが、この質問書というのはどういうものかということ。あと、事前説明会の時に、地元の要望があるかどうかということを確認

認する。地区長から話を聞く。という説明があったかと思いますが、それはどのタイミングでどういうふうにするのかというのを教えてください。

○佐々木政策企画課長 ご質問2ついただきました。まず、スケジュールの中の質問書の提出ということで。今回要件といたしまして、ここに5番のところで書いてありますように。6つですか、この要件といたしたいということで募集をかけようと思っております。その中でですね。事業者さん進めるにあたって様々なですね疑問等が生じる事が考えられます。それはコース取りにしてもですね。そういったものをすべて受けて我々の方で返していくというような考えでございます。もう1つ区長さんの話でございますが、6月下旬にですね公募開始。平行してですね。今コロナのこういう状況でございますので、郵送でですね前区長さんに意向調査の方をさせていただきまして、7月上旬にはですね皆さんから返していただく形で平行してやりたいと。合わせて意向をですね事業者さんの方に提示して、そのうえでコース取り等をやっていただきたいと。そういうスケジュールでいければと考えているところです。

○今野副委員長 わかりました。それはあくまでも書面上のやりとりだけということですか。対面して説明したりとか。要望を聴いたりとか。そういうことではないということですか。

○佐々木政策企画課長 本来であれば、その辺、対面でですねいろいろ話をした方が当然いいとは思いますが、こういう状況でですね。なかなか対面方式というのは難しいのかなということで、書面でですねやらさせていただければと。あとは電話でやりとりさせていただければと考えているところであります。

○海老原委員 買物難民支援事業のですね。買物難民というのはコロナに関係なく、買物難民というのは、これからも増えてくると思うのですが、そういった中でですね、資料が提示されてなかったけれども、カラーの市の独自策の中で表現として、事業者の方々からと書いてあるのね。ということは、今言ったように買物難民は増えて来るので、このコロナに関わらず将来は、この1事業者の他にも追加で募集するのかなという話があるんですが。

○佐々木政策企画課長 第2弾の紙ではですね、方々というふうに書かせてもらいました。すいません。まず、この事業は初めての事業でございますので、1回初めて見てですね、その状況を見て考えたいと思っております。プラス事前委員会でもお話させていただきました。なるべく小さい集落であってもその辺も拾って欲しいといった意向を市の方でお願いしようと考えております。となると当然ですね箇所がかなり多くなると、我々が想定しているのが1日で15～16、17カ所回っていただくようなイメージでですね、それを5日、6日回っていただく。それだけで1週間で80からそのくらい回れるんじゃないかなと考えてございます。まずその状況を見てからその次の段階を考えて行きたいと考えております。

○篠塚委員 両事業とも新型コロナウイルス感染拡大防止という名前が入っておりますので、事業者を選択する場合に感染拡大防止対策をどのようにするんだというような政策とか、そういう提言をするような形にしてあるんじゃないでしょうか。例えば、収束見えないも

のですからマスクを着用している。手袋を着用している。消毒液を携帯しているとか。いろんなことがあると思うんですが。宅配事業に関しても、持って行く人たちがどうかというところもあるかと思うので、その辺のところの基準の中に入れてあるかどうか。

○佐々木政策企画課長 買物難民につきましては、当然対面方式となりますので、そのコロナ対策ですか。その辺の対応ですね、しっかりとるということをですね、業者選考の中にですね、基準の中に入れて考えたいと、業者選択の中で考えたいと思っております。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 なければ次に、1項総務管理費10目事務管理費を説明願います。

○佐々木政策企画課長 引続き、4ページ、5ページにですね詳細を付けさせていただきました。こちらでご説明させていただきます。マイキーIDでございますが、マイキーID等の設定支援の補正でございます。マイキーIDとは、マイナンバーカードについてウェブ上で本人を認証するためのID。個人の認証コードでございますが、1の背景をご覧くださいまして、ポツの1つ目。マイナンバーカードの申請でございますが、今回の特別定額給付金を機にですね、今後ますます増加することが想定されております。ポツの2つ目でですね。国におきましては、このマイナンバーカードを取得して、かつマイキーIDを設定した方を対象として、キャッシュレス決済サービスに利用可能なポイント、上限といたしまして5,000ポイントを付与ですね本年9月から予定しているところでございます。ポツの3つ目でございますが、このような中、当初は現行の市民課の窓口6つの窓口で対応できるのではないかと考えておったところでございますが、今回この定額給付金を機に想定以上に多くの市民の方々が申請に訪れていると。具体的には3月、4月が800人程度の申請だったのが、5月には倍以上のを契機に今後ますます申請者が増加することが想定されると。そういったことか1,700人。といった状況でございます。このようなことから国のマイナポイント事業補助金。こちら10分の10の国の補助でございますが、こちらを活用いたしまして、新たに任用職員を雇って受付体制の強化を図ってまいりたいというものでございます。大きな2をご覧くださいまして、任用時期でございますが、今年7月から来年3月までといたしたいというものでございます。3番をご覧くださいまして、任用人数は3名。その下の必要経費でございますが、人件費といたしまして507万5,000円と。内訳でございますが、報酬ですとか共済費でございます。こちらを計上させていただきました。また需用費でございますが、今回1階のフロアですねエスカレーター周辺の空きスペースへ新たに受付場所を設けたいと考えております。その場所を仕切るためのパーティションの購入費の他、窓口に来られた市民が設定したIDを忘れるとがないようにIDをプリントアウトして紙でお渡ししたいと考えてございます。そのためのプリンターの購入費など22万4,000円。合計530万を今回の補正で計上させていただいたところでございます。続きまして5ページをご覧くださいまして。こちらは前回の事前委員会におきま

して、このマイナンバーカード取得時にどのようなパスワードの設定が必要なのかといったご質問がございました。そちらに対応できるような資料でございます。ここでお示ししているとおり、マイナンバーカード取得時は4つの暗証番号と、あと任意ではございますが、1つのIDの登録がございます。それぞれ簡単にご説明させていただきます。まず1つ目の署名用電子証明書のパスワードでございますが、こちらのパスワードはもっとも使う場面が多いパスワードとなっております。このパスワードです。申請者が設定したアルファベットと数字を組み合わせた6文字以上16文字以下のパスワードでございますが、今まではです。紙の書類で印鑑ですとかサインなどで、その紙は正式なものであるといったことを証明していたところではありますが、今現在はです。ネットの普及などで契約書や請求書といったのも電子文書になっていると。その際に、それは正式な文書であるといったものを記すためのパスワードでございます。例といたしましてはイータックス。国税電子システムを活用した確定申告ですか。その際に使っておると。また、今回の定額給付金でもです。このパスワード入力が必要となっているところがございます。次に住民基本台帳用パスワードでございますが、こちらは数字4桁のパスワードでございます。転入や転出です。住所などを変更する際に、このマイナンバーカードの情報を変更する必要があると。その際に必要となるパスワードでございます。マイナンバーカードは住民基本コードといった11桁の番号がございますが、格納しているところがございますが、それを市役所窓口等々で引っ張って変更を加える場合に、このパスワードが必要となるといったものでございます。3つ目の券面事項入力補助用のパスワードでございますが、こちらにも数字4桁のパスワードでございます。マイナンバーカードの表面にです。書かれている情報。住所、氏名、生年月日、性別でございますが、こちらをです。テキストデータとして利用する場合。まだ、本市では対応はしてございませんが、申請に来た場合、みなさん手書きで申請書を書いてございますが、端末を置いて、置くことによってそこにカードを置いてパスワードを置くとその情報が出て来ると。それで確認が取れて申請まで出来るといったものでございます。その下の利用者証明用電子証明書でございますが、こちらでもです。使う場面が多いパスワードでございます。4桁の数字のパスワードでございます。インターネット上でログインする場合です。カード所有の本人であるといったことを証明するためのパスワードでございます。具体的には、今現在マイナンバーカードを所有していると、コンビニ等々の端末で住民票を取得することが出来ると。その際にです。そのシステムにログインする際にこのパスワードが必要になります。また、今回の定額給付金でもです。アプリへのログインでこのパスワードが必要となっているところがございます。続きまして、一番下のマイキーIDでございますが、こちらはウェブ上で設定する際に自動的に振り分けられる英数字8桁の個人認証のIDでございます。具体的には先進自治体でマイナンバーカードを図書館ですとか、バスの電子カードとしても活用している自治体もございますが、このような複数情報を登録する際にです。このIDを共通IDとして登録することで、そのポイントを他のもので使うことが出来ると。そういった環境が整うといったものでございます。また今年の9月から始まりますマイナポ

イントキャッシュレスサービスの5,000点ポイントの付与でございますが、その際もですね、このIDの設定というものがですね必要になっておると。そのようなことで今後、市において様々な施策を検討する際に発展性というものが期待できるこのIDとなっております。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田(千)委員** わかりましたら教えていただきたいのですけれども、今回の特別定額給付金で自分自身の暗証番号がわからなくなったということでの、問い合わせ件数というか。どのくらいあったか。もしわかれば教えていただきたいんですけれど。

○**佐々木政策企画課長** 今回、奥谷議員の質問でその質問がございまして、その際にですね5月上旬で1,100近く申請があって、その半分がですね、そのパスワードの変更等々の話であったという答弁の方をさせていただいたところでございます。

○**吉田(千)委員** ありがとうございます。このパスワードなんですけれど、これとても長いということで、これを管理をしておくということがきっと大事になってくるんだろうなというふうに思うんですね。じゃあ自分自身でこのカードの番号を忘れないということで。その辺でなにかいい手立てみたいなのがあったらおかしいんですけれども。若い方はね、様々慣れて来るからもうあれなんだろうけれども。移行期にあってはですね、まだその辺がちょっと大変かなと思うので、管理を皆さんがしてほしいと思うので、その辺でなにかアドバイスがあればおうかがいしたいのですが。

○**佐々木政策企画課長** 市民課の窓口です。マイナンバーカードを発行する際に証明書他にパスワードをですね紙に一応書いたものをですねお渡ししていると。今回の補正を取らせていただきました、マイキーIDにつきましても、こちらはランダムに振られるものでございます。先ほど説明いたしました、こちら紙で一応お渡しして忘れないようにしてもらえればと、そのような対応を取らせていただければと考えてございます。

○**吉田(千)委員** ありがとうございます。その辺をしっかりと徹底していただいて、これだけの、やっぱり様々のやっている中で、半分以上がやっぱりそういう問い合わせということは、現場の皆さん事務方をやっている方は大変な思いをされるだろうなと思われましたので、くれぐれも皆さんにこれをしっかりと保管していただくことをお願いしたいというふうに思います。

○**海老原委員** マイキーIDについて、もう一回教えてください。というのは、先ほどマイキーIDはランダムという話だったけれど、この説明を見ると自分で任意に作成できるIDとなっているんだけど。

○**佐々木政策企画課長** すいません。表現が任意に作成と書いてございますが、マイキーIDにつきましても、設定した際にですね、英数字8文字が振り分けられると。そういうIDでございます。

○**海老原委員** これは国の制度だから変更できないんだけど、もう一回IDを8桁のIDだけ。自分の好きなやつに任意で入力し直すということできないの。土浦市独自でというのは。

○佐々木政策企画課長 基本的には、変えられなかったと思います。

○海老原委員 もう一点。マイキーIDを使う時にも、これは暗証番号は必要なのか。必要であれば、その桁数とか、一番の署名とかあるよね。暗証番号。英数字とか。それを教えてください。

○佐々木政策企画課長 マイキーIDにつきましては、今キャッシュカードですとか。カードの番号と同じようですね。同じようにそのものを何かしら入力するということはないんですけれども。それと組み合わせで、本人確認ですとか、そういう場合にですね今お話したこの電子用証明書のパスワードですとか。それがセットですとか、やる場面もあるかもしれません。ただ、基本的にマイキーIDがですね、なにかで入力を求められるということは、今のところないと思います。単なるキャッシュカードの番号とかですね、あれと同じようなイメージでございます。

○海老原委員 確認だけれど、ということは暗証番号は要らないということ。

○佐々木政策企画課長 はい。マイキーIDだけに関してはですね。これは振り分けられた番号ですので。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 なければ次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費を説明願います。

○佐野市民課長 議案第44号令和2年度土浦市一般会計補正予算第4回につきましてご説明をさせていただきます。6ページでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。今回の補正は個人番号カードに関連するもので、個人番号カードの発行などの事務につきましては、国の機関であります地方公共団体情報システム機構に委任しておりますが、令和2年度第1回通知カード個人番号カード関連事務の委任等の係る交付金の請求が地方公共団体情報システム機構からございまして、その請求額が当初見込んだ予算額を上回る額となったため、その不足する額につきまして、増額補正をお願いするものでございます。戸籍住民基本台帳費の当初予算額2億4,226万9,000円に今回増額補正をお願いいたします個人番号カード関連事務交付金として262万9,000円を追加し、総額を2億4,418万8,000円とするものでございます。なお、今回、増額補正をお願いする交付金につきましては、全額国からの補助金となっております。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算について、賛成とする方は、挙手を願います。

(今野副委員長，久松委員，吉田(博)委員，

吉田(千)委員，海老原委員，篠塚委員)

○島岡委員長 反対の方は挙手をお願いいたします。反対する委員はおりませんでした。予算決算委員会分科会の審査はこの程度といたします。予算決算委員会として6月17

日の午前10時から全体会となりますので、よろしくお願いたします。引き続き、総務市民委員会の審査に戻ります。次に、議案第46号土浦市土地開発公社の解散についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 議案第46号土浦市土地開発公社の解散についてでございます。7ページをご覧いただきまして、これまでの経緯とスケジュールを付けさせていただきました。今回の土浦市土地開発公社の解散についてでございますが、資料の上段のこれまでの経緯をご覧いただきまして、本市の土地開発公社でございますが、昭和34年に設立いたしまして、その後昭和48年に公有地の拡大に推進に関する法律に基づく公法人として、土浦市土地開発公社と組織変更を行い、現在に至っております。当公社の主な実績といたしましては、市道や都市計画道路などの用地の取得や、公用地などの取得、管理、処分等を行ってまいりました。しかしながら、近年では大規模な用地取得計画もないと。土地の先行取得は行われていない状況でございます。以上の状況を踏まえまして、公社の設立目的である公共用地の先行取得につきましては、ほぼ達成したといったことから、法の第22条1項に基づき解散をいたしたいというものでございます。下段に解散に係るスケジュールの方を付けさせていただきましたが、今後につきましては、今議会で解散の議案に対しましてご了解をいただきましたら、県へ解散認可の申請をいたしたいと考えてございます。その後、県の認可をいただき清算手続きに入りまして、予定といたしましては、今年の12月に公社の財産の内、預金については、市の一般会計で歳入できるように補正予算を計上いたしまして、土地については、既存道路の拡幅用地でございますので、市へ引き渡せればと、考えてございます。その後生産決了の登記および県知事への届け出により公社を解散できればと考えてございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第46号土浦市土地開発公社の解散については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号土浦市土地開発公社の解散については、原案どおり決しました。以上で、当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。次に、その他、執行部から何かございますか。

○今野人事課長 議会最終日に追加議案で提出を予定しております条例についてあらかじめ説明をさせていただきます。本日追加で配布いたしました資料をご覧願います。土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例の制定について説明いたします。1の制定理由につきましては、感染症事業に係る財源を確保するため、常勤特別職の給料月額を減額するものでございます。次の2の制定内容におきましては、今回の給料月額の特例は特例として措置するもので、土浦市特別職の職員で常勤のものの給料月額の特例に関する条例を制定いたしまして、その支給額を減額するものでございます。減額の期間は、令和2年7月1日から令和2年10月31日の4カ月間でございます。

ます。また、減額の割合は給料月額の10パーセント。100分の10でございます。3は条例制定に伴い減額となる額の一覧表となっております。表の一番右側の額が常勤特別職の4カ月間の給料減額の額となりまして、合計額は130万3,200円の減額となります。この条例の施行日につきましては、令和2年7月1日で令和2年10月31日の期限到来により、その効力を失うものとなっております。ただ今、説明をいたしました条例案と常勤特別職の給料減額につきましては、人件費の補正予算として最終日に追加議案として提出をさせていただくものでございます。

○**島岡委員長** 何かご意見がございますか。

(「反対」という声あり。)

○**島岡委員長** ございませんか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** その他、執行部からございますか。

(「なし」という声あり。)

○**島岡委員長** 委員の皆様から何かございますか。

○**今野副委員長** 要望というか、お願いというか、ごみ袋の価格の件なんですけれども、今回のコロナで町の方たちからたくさん意見の投書があったのは、土浦はなにもしてくれないという意見がたくさんあったんですね。でも、まあ、後からわかってみたら、たくさんしてたのが、新聞に載らなかったとか、公表されなかったということの勘違いだったらしいんですけれども。周りのあそこはこういうことをやっているよ。石岡はこうだよ、かすみがうらはこれもやってるよみたいな時に、なにもやってくれないだね。という意見がたくさん寄せられまして。ごみ袋、10枚無料配布券。これがものすごく評判よくって。土浦こうやってくれたんだ、すごくうれしい。助かるという意見がたくさん届いたんですね。今まで土浦市って冷たいねみたいな見方をしていた方たちが本当にうれしい、ありがとう、助かるという意見に、急に変わったんですごみ袋10枚で。今回、安藤市長が公約で価格を見直すということが、マニフェスト、公約として掲げて、それで当選されてきています。ですので今、これだけ市民の方たちが土浦市に心を寄せてきてもらっている状況ですので、市長の公約である価格を見直すというのをこの時期に早急に取り組んでいったらいいかなという。これは要望です。お願いいたします。非常に評判いいです。

○**久松委員** 特別定額給付金の支給状況がわかる人がいれば報告してください。

○**佐々木政策企画課長** 特別定額給付金の支給状況でございますが、最新で6万7,000世帯。市全体でございますが、6万7,000人ですね。その内6月10日現在になります。4万2,000人。

○**東郷副市長** 今日付になりますけれども、6月12日。今日ですね全体の件数としては76パーセント。5万1,571件。6万7,240件に対して、5万1,571件というお支払いができるということでございます。金額ベースでは80パーセント。114億1,290万のお支払いを今日までに出来ると。するということでございます。

○**久松委員** とにかく一刻も早くというのがこの問題で。遅いという問題になっている

んですよね。どういう体制でこの取り組みされているんですか。あとそれから100パーセントのみとおし。説明してください。

○東郷副市長 この給付金につきましては、5月1日に専属の部署を設けまして、1日から電子申請を受け付けてまいりました。その分については、5月14日にまずお支払いをしたということで、郵送による分については、5月の土・日に職員5・600人集めて、封詰めして、郵送させていただいて、16日に各家庭の方に発送いたしました。たぶん5月18日くらいには家庭の方には到達したと思えますけれども、それが順次、役所の方に帰ってきまして。それを今封開けして、チェックをして、中々その、証明書がなかったり、一般質問でもありましたけれども、通帳の写しが無かったりということもあって、若干手間取ったところもありますけれども。今申し上げたとおり6月今日付で人数では76パーセント。金額では80パーセントまで行きました。なるべく今月中に行けるようにしたいというふうに考えておりますので。職員も本当に1日も休まず夜までやって、一生懸命がんばっていますので、ご理解ください。

○島岡委員長 私から、例えばですね。その忘れていたっていうとあれなんですけれど。100件ある内で、1件だけ申請が無かったとか。そういう家に対して、どうしました。大丈夫ですか。申請しましたかとか。そういうフォローはあるんでしょうか。

○川村市長公室長 申請していない世帯につきましては、再度、通知をいたします。まだ、申請をしていないですよというような通知を個別にいたします。その予定でございます。時期の方ははっきりしておりませんが、7月頃と言っていたような気はしますが、あとで調べましてご連絡いたします。

○島岡委員長 1回目わからなかったという。2回目もわからない可能性がある訳ですけど、その郵送ではなくて、例えば、電話とか訪問とかそういう計画はありませんか。まあ、想定なんで。こないだもある人がそういうことがあったもので。全然わからなかったという。結果ですから。あとでそういうことがあった時には。

○東郷副市長 ご意見いただきましたので、ちょっと検討させていただきます。

○今野副委員長 単純な質問なんですけれども。今各自治体で国からのマスク。通称アベノマスクが非常に寄付が相次いでいるということで、寄付ボックスみたいな、寄付箱みたいなものを設置しているところが多々あるようですが、土浦はそれを考えているのでしょうか。

○東郷副市長 確かに各公民館にそういった寄付箱を設置しているという事例もあるとは伺っております。ただ、政府がお配りしたものの。第2波、第3波もあるということもありますので、しっかり使っていただきたいというような旨もあるということも踏まえて、その部分については、ここで直ちにどうするという結論は持っていませんけれども、状況を見たらうで対応させていただきたい。なるべく使ってほしいと思っております。

○久松委員 今日のNHKのラジオのニュースで次亜塩素酸水のコロナウイルスに対する効果は確認できていないという、ニュースをされていたんだけど。どういうことなの。これ。効果が確認されていないのを配っている訳だから。どうします。

○佐々木政策企画課長 今おっしゃっているとおり、WHOの方です。次亜塩素酸の

効果についてですか。あと噴霧することについてですね、噴霧については、それはよろしくないといった話を受けて、国の方でもですね、今そういった話をしておると。今現在の動きでございますが、経済産業省の方ですね、このコロナウイルスに対する効果についてですね、検証をやっているんだと。この検証結果については、今月末にですね、だすというようなことで、昨日、一昨日ですか経済産業省のホームページの方でそういったメッセージをだしているところでございます。

○久松委員 効果が確認されていないのを効果があるよとって配っている訳でしょ。使わないでくれと。

○東郷副市長 今新聞報道ですけれども、噴霧する場合はちょっと。要注意だという部分もあって、手指消毒、それからその機材、テーブルとか拭く分については、これまでも使っているということでございますので、その分については、今佐々木課長からも答弁しましたけれども、その効果の部分が今月末かな。今月末にでますので、今給付についてはちょっとストップしてます。その結果を得たのちに改めて再配付するかどうか判断したいと考えております。

○島岡委員長 その他、委員からございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。総務市民委員会を閉会いたします。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。委員の皆さまは、今しばらく協議をお願いします。

(執行部退席)

○島岡委員長 それでは、日程に沿いまして「その他」、各種委員会等委員の選出につきまして、ご協議をお願いいたします。土浦市都市計画審議会委員、1名を選出願います。皆様いかがいたしますか。

(「前任者」という声あり。)

○島岡委員長 参考といたしまして前任といたしまして、吉田(博)委員がなっております。それでは、吉田(博)委員でよろしいでしょうか。

(「よし」という声あり。)

○島岡委員長 それでは、よろしくをお願いいたします。その他、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○島岡委員長 事務局から何かありますか。

○事務局 連絡事項といたしまして、予算決算委員会報告書読み合わせの日程を6月17日水曜日9時30分から。また、委員長報告書読み合わせの日程を6月18日木曜日9時30分からお願いします。

○吉田(博)委員 総務市民委員会委員長1年過ぎたから、そろそろ委員長交代してはいかがかという時期だよ。6月。

○島岡委員長 はい。その件でございますが。

○吉田(博)委員 もう1年やったからいかっぺ。

○島岡委員長 私ごとですが、今回の本定例会をもって委員長の座を降りたいと考えております。つきましては、次期、委員長の互選を総務市民委員の中から、お願いしたいと思っております。委員長は、いかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 俺が手を上げて誰も賛成しないだろうから。

（「笑い」声あり。）

○吉田（博）委員 副委員長。今野副委員長が委員長でいいんじゃないの。

○島岡委員長 それでは、委員長は、今野委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 では、次期委員長、一言お願いします。

○今野副委員長 皆様に支えていただきながら、がんばりますので、よろしくお支えください。

○島岡委員長 それでは次に、副委員長でございますが、委員長いかがいたしましょうか。

○今野副委員長 非常に私一人では心もとないので、優秀な副委員長を。このメンバーであれば、どなたでも。

○吉田（博）委員 優秀っていったら俺だ。

（「異議なし」という声あり。）

○吉田（博）委員 俺副委員長やってやるよ。

○今野副委員長 ありがとうございます。

○島岡委員長 ただ今、吉田（博）委員の方から、俺やってもいいという言葉いただきましたので、吉田（博）委員に副委員長をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり。）

○島岡委員長 副委員長、一言お願いします。

○吉田（博）委員 いいよ。よろしく。初心に戻りよろしくお願いします。

（「笑い」声あり。）

○島岡委員長 よろしく申し上げます。本定例会終了後より、委員長、副委員長を交代いたしますので、よろしく申し上げます。以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでございました。